

令和2年11月25日

# 弁護士による法律セミナー 離婚にまつわるお金の話

慰謝料、財産分与、子どもの養育費、婚姻費用分担等、離婚の際に問題となるお金の話…  
セミナーでは弁護士の先生から気になるお金の話を分かりやすく説明していただきます。  
この機会に、わからないことは弁護士の先生にお気軽にお尋ねください。

講師 吉倉 美加子 さん(弁護士)

【日時】令和2年11月25日(水)10:00~11:30

【場所】三木市立 教育センター 4階 大研修室  
(三木市福井1933-12)

【受講料】無料

【参加対象者】どなたでも(先着40名・要予約)

【受講申込】裏面の申込書に記入し、電話・FAX・メールで男女共同参画センターへ、お申し込みください。  
お電話でのお申し込みは月曜から金曜日の9時~17時までにご利用いたします。

11月12日から25日は  
「女性に対する暴力をなくす運動」期間です

夫・パートナー等からの暴力、性犯罪、セクハラ、  
ストーカー行為等女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するもので、男女共同参画社会を  
形成していく上で克服すべき重要な課題です。



パープルリボン

女性に対する暴力根絶のための  
← シンボルマーク →



(申込み・問い合わせ先)

三木市男女共同参画センター(愛称 こらぼーよ)

(電話・FAX) 0794-89-2331

(メール) jinken@city.miki.lg.jp

件名「弁護士による法律セミナー」と明記

メール申込み用QRコード→



※このセミナーでは個別相談を受けることはできません。

※新型コロナウイルス感染症予防のためマスクの着用にご協力をお願いします。

※感染拡大の状況により、セミナーを中止する場合があります。